

第5回湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 議事概要

1. 開催日時 平成29年2月17日 午後1時30分～午後4時50分
2. 開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ（長浜市八幡中山町200番地）
工場棟3階 研修室
3. 出席者 **【委員】**（順不同）
金谷 健委員長、及川 清昭副委員長、鈴木 康夫委員、武田 信生委員
竹内 寛委員、橋本 良弘委員、喜田 和男委員、富永 国男委員
熊谷 定義委員、青山 誠司委員、寺村 治彦委員、山田 英喜委員
【事務局】
八上事務局長、辻井施設整備課長、樋口施設整備課主幹
岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事
【支援委託業者】
パシフィックコンサルタンツ(株)
4. 傍聴者 2名
5. 議題 (1) 前回委員会の指摘事項の確認
(2) 相対評価審査基準の決定
ア) 評価指標について
イ) 点数配分について
(3) 評価結果の公表
(4) その他
6. 会議内容 ①開会
②前回委員会の指摘事項の確認
③相対評価審査基準の決定（評価指標について）
④相対評価審査基準の決定（点数配分について）
⑤評価結果の公表
⑥その他
⑦閉会

①開 会

午後1時30分開会

②前回委員会の指摘事項の確認

（説明事項）【資料1、資料2】

・前回委員会の指摘事項の確認

(質疑)

委員長 : 「多面的評価」について、前回委員会までは「総合評価」としていたが、「総合評価」は相対評価の一部であり、相対評価全体をイメージしてしまわないよう「多面的評価」に変更した。

委員 : 資料1のNo.6について、米原市の墓地等経営許可事務取扱要綱には設置場所に関する基準が定められていないということだが、上位法に記述があるので要綱には記述していない。設置場所について定めているという理解もできる。委員の皆さまにご承知おきいただきたい。

③相対評価審査基準の決定（評価指標について）

(説明事項)【資料3】

・評価方法の考え方

(質疑)

委員長 : 委員会では、ボーリング調査等の現地作業を伴う調査まではできない。現地視察は行うが、あくまでも統計資料や文献、法令等に基づいて、点数付け（評価）を行う委員会であるという認識を共有しておいたほうがよい。

委員 : 定量評価を小数第1位まで出すことについて、段階評価は整数であって、これらを合計することに違和感がある。また、応募したら1点はもらえるというのは難しく、0点とするのがよいと思う。

委員 : なるべくA評価・B評価が多い応募地を選ぶやり方になると思っており、C評価が多い応募地を選ばないようにするのであれば、C評価を0点とすると考えやすい。

委員 : 定量で評価する指標の最低点が0点になる場合があり、そういう意味ではC評価は0点とするほうがよいと思う。

委員 : 定量的な値と定性的な値を合計することに私も違和感がある。
定量評価で、最もいいところが3点ということは確実であるが、最も悪いところが何点となるかは数値や評価指標によって変わる。メリハリをつけなくてはいけないという意見はそのとおりであり、定量評価も3つに区分して評価するアイデアもあり得る。評価指標の定量評価・定性評価を先に確認してはどうか。配点方法の議論は後回しのほうがいいのではないか。

委員長 : 個々の評価指標を確認していけば、それほど議論が紛糾することにはならないので、先に各指標の評価基準の説明と、それについての議論をして、その上で配点方法について議論することでよいか。

(異議なし)

(説明事項)【資料3】

・各指標の評価基準

(質疑)

- 委員 : 8 ページの定量のところ、誤植で「0」との記載がある。
- 12 ページに「100m 未満の場合は直線距離 0 m を 0 点として」とあるが、計算式では 0 m は必然的に 0 になるので、あえて書く必要があるのか。
- 14 ページについて、前回、平成 27 年度の道路交通センサスが一番新しいというのは間違っていた。平成 22 年度道路交通センサスの混雑度の基準は平成 17 年度の交通量調査ではないのか。また、平成 27 年度の道路交通センサスの結果はこの 3 月末ぐらいに発表されると予測しており、最新データを用いるべきではないか。
- 混雑度という値を用いるのは適切なのか。
- 22 ページの根拠資料について、公募要項に「建替用地 1.0ha」とは書かれていない。参考として書かれている。
- 27 ページについて、評価指標には「隣接市町」とあり、評価の考え方には「近隣市」とある。6 km の根拠をもう少し詳しく説明いただきたい。また、本事業の焼却施設の施設規模は「5.96t/時」とすると整合性がとれるのではないか。
- 事務局 : 12 ページについて、「100m 未満の場合は」の記述は、こういった基準を持って評価することをわかりやすく示すため、あえて示している。
- 14 ページの混雑度について、交通量では混雑の程度を判断できないため、混雑度を指標としている。また、現在入手可能な統計データ・資料を用いて評価する考えから平成 22 年度道路交通センサスを採用している。
- 委員長 : 実際に評価するのはもう少し先の話なので、3 月中に平成 27 年度版が出ればそれを使えばいいのではないか。「最新版の道路交通センサス」としてはどうか。
- 事務局 : 承知した。
- 22 ページの「建替用地 1.0ha」について、公募要項に参考という形で記載しているので、「参考のところから」との旨を追記する。
- 27 ページの 6 km の根拠について、前回は煙突の高さや時間当たりの処理量から調査対象地域が 6~8km の間になると想定して 7 km とした。今回、それを見直して煙突の高さが 60m 以上になると航空障害灯の設置義務があり維持管理の負担が大きいこと、全国的にみても高さを 59m に抑えて整備している事例が相当数あったことを踏まえて、煙突の高さを 59m と設定した場合の調査対象地域 6 km とした。
- 委員 : 混雑度はどのように計算されるのか。
- 事務局 : その道路が捌ける交通量を分母に、実際の交通量を補正したものを分子にとって計算される。公表されている資料に分母に当たる数字は示されておらず、混雑度の値が示されている。
- 委員長 : では、今説明された混雑度の計算の概念を追記したら十分である。それがあればより理解が深まる。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 12 ページについて、100m 以上だと満点となっているが、根拠資料を見ると 100m は必要最低限の条件ではないか。経験上、もう少し距離がないとしんどいと思う。

委員長 : ご指摘のとおりと思う。他の指標と同じように、最も離れている応募地を満点とするような形のほうが合理的という趣旨か。

委員 : 少なくとも必要最小限の距離が 100m であった、十分な距離はもっと上ではないか、という意見である。

委員 : 「定量」「段階」の話に戻るが、定量的に評価するところは順位点に換算すべきと思う。100m の話で言えば、100m 未満を 0 点にするのではなく、他の指標と同じように最小と最大で順位付けしたほうがいいと思う。先ほどの話の 100m とか混雑度 1 など、守らなければいけないと主張される数字を守るものは満点でもいいと思うが、きれいに順序付けたほうが採点という意味ではよい。

委員長 : 定量的に評価するものについては、例えば数字が大きいことが望ましい指標の場合は、最大の応募地を満点で、最小の応募地を最低点とする形に統一してよしいか。

委員 : 100m の話でいえば、3 km の応募地と、似たような数値の応募地が 3 つほどあったときに、3 km という特異な応募地が基準となるので、似たような数字の応募地間の差が見えてこない可能性もある。

委員長 : それは、次の話だと思うが。

委員 : 次の話ではある。

委員長 : 3 km の応募地が高得点になることは良いと思う。順位づけで評価するのか、数値そのものを評価するかは次の話と思う。数値の出し方は、今おっしゃった形で出すほうが統一的な気がするが、いかがか。

委員 : 順位をつけることには賛成だが、100m の話でいえば、10m の応募地と 15m の応募地があったときに、15m のほうが高得点になる可能性がある。10m も 15m も五十歩百歩なのに評価に差がつくのは引かかる。

委員長 : 確かに。原則として定量的に評価するものを「(応募地の点数引く最小) / (最大引く最小)」で評価するのであれば、望ましい基準があるものについては、それを満たさない応募地はすべて C 評価にするようなことを併用したほうがよいと思う。

委員 : 基本的に今の意見に賛成だが、定量的に評価するものも 3 段階に変換したほうが統一がとれる。

委員 : 私も 3 段階がよいと思う。PL 値などはすでに 3 段階になっており、3 段階で評価するものもあれば、数値で評価するものもあるのは評価基準としてすっきりしない気がする。

委員長 : 評価の仕方はシンプルかつ統一的なほうが一般市民にはわかりやすい。3 段階で評価することになっている指標もある程度割り切って区分している部分があるので、定量的に評価するものも数値を 3 段階に区分して、全ての評価指標を 3 段階で評価するという形でやるほうがすっきりすると思う。

委員 : C 評価があるような場所でも、応募は受け付けるのか。

委員長 : 応募は受け付ける。受け付けたら資格審査をして、それを通過したものについて、現在議論している相対評価審査を行う。

委員 : そうであれば、C 評価がある応募地は相対評価審査で除外するということか。

委員長 : そうではない。ある指標について C 評価になったとしても、他の指標の評価がよけれ

ば一位になることはあり得る。

委員 : 定量的に評価するものを3段階評価にすることについて、最も悪いものをC評価とするのはある程度わかるが、標準をどこに設定するのかがわからない。事務局で設定できるのか。

事務局 : 応募地として上がってきたものを見てみないと難しいと思う。

委員 : 混雑度や先ほどの100mなど絶対的基準があるものは、それは評価しなくてはいけない。そういった基準がない例えばお金で評価する指標などは最大最小で順位付けをして評価すべきと思う。

委員長 : 今のご提案でかなりすっきりしてきた。定量的に評価するものについて、標準的なものがあるものと無いものがある、標準的なものが無ければ最大最小でやっていく。少し休憩して、1つ1つ評価指標を確認していこうと思う。

(5分休憩)

委員長 : 定量的に評価するものについても、何らかの方法で3段階に区分して評価していくということを基本的な考え方とすることでよいか。それでよければ挙手していただきたい。

(賛成多数)

委員長 : では、そのようにさせていただく。

: 次に3段階の区分の仕方だが、最大と最小の間を3等分して、下の1/3をC、真ん中の1/3をB、上の1/3をAとするのが最も単純で、割り切りとしてはやりやすいと思うが、いかがか。

事務局 : 標準はどこにするのか。

委員長 : 今の話は、標準がないものについてである。標準があるものはまた別に考えないといけない。標準があるものの例は混雑度であり、無いものの例は収集運搬効率やお金で評価するものである。とりあえず、1つ1つ評価指標を確認していくことでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.1-1について、隣接地の定義を書いておくべきではないか。

事務局 : 隣接地とは、応募地の隣の筆という認識を持っていた。

委員長 : 面積は問わないということか。

事務局 : そうである。隣の筆である。

委員長 : そういう言葉を入れておいたほうが良いと思う。

複数の規制区域があるが、B評価(応募地の一部が該当)とは、応募地も規制区域も一部が該当するということか。

事務局 : 応募地も一部であり、複数ある規制区域も一部である。そういう考えで、各区域を「重ねた」区域への該当状況を確認する、と示している。1枚の地図上にすべての規制区域を書いて、それに応募地がかかっているかを確認する考えである。

委員 : 隣接地が里道や水路だった場合、隣接地の筆とはその里道や水路になるのか、里道や水路を挟んだ向こう側の土地になるのか。

事務局 : 隣接地が里道や水路だった場合、それが隣接地である。応募に当たっての隣接地の境界

立会いの同意もそうしており、里道や水路についても管理者の同意をとって応募している。その向こう側の土地との境界立会いをいただく承諾はいただいていない。

委員長 : では、隣接地のところに筆と追記することで、これはよいか。

(異議なし)

委員長 : 次に No.1-2 はこれでよいか。

委員 : PL 値は非常に曖昧なもので、これを採用するとして、PL 値 15 以上の土地に建物を建てるとなると地盤工事が必要で相当大きい費用がかかると思うが、専門的に見たらどうなのか。

委員長 : 資格審査でチェックして、あまりに軟弱な地盤ははじくことにしており、PL 値が非常に大きい土地は相対評価の前にはじかれるという論理ではある。

事務局 : あまりに軟弱な地盤は資格審査ではじかれる。また、根拠とする防災情報マップは 0～5、5～15、15～で示されていて実際の数値はわからない。

委員長 : 承知した。では、これでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.1-3 はこれでよいか。

委員 : 現地視察では地面の下のことまではわからない。活断層や軟弱地盤もそうだが、ボーリング調査をしないとわからないと思うが、応募地が出たら調査をするのか。

事務局 : 調査は、センターの管理者会議で候補地が決定してから実施する。この委員会では既存の資料から評価していただきたい。

委員長 : 承知した。では、これでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.1-4 はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.1-5 はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.1-6 はこれでよいか。

委員 : 多くの市民が利用しやすいということを考えると平均値を取って比較しなくていいのか。

委員 : 2つの価値観があって、現案は最も遠い人を救済するという考え方である。もう1つは合理的にみんなの合計を限りなく短くする考え方である。どちらの価値観を採用するかは委員会の意思表示である。

委員 : 11 集落を抽出した基準はあるのか。

事務局 : 基本方針の策定に当たり、管内を見渡したときに端のほうにある 11 集落から現在の齋

場までの移動距離を参考資料として示しており、その 11 集落である。

委員長 : 2つの価値観のどちらを採用するかは多数決をもって決定するのがいいと思うので、少しお考えいただきたい。

: 他にも同様の考えで評価する指標があれば統一したほうがすっきりすると思うが、他に同様のものはあるか。

事務局 : 他には無い。

委員長 : では、現案のまま最大値で評価するほうがよいとお考えの委員は挙手を。

(賛成多数)

委員長 : では、現案のままとする。その上で、3段階の設定は3等分ということでよいか。

委員 : ここで書き方は議論しないが、多くの市民の利用しやすさより、最も不利益をこうむる市民を救済するというのを、評価の考え方を修正して示していただきたい。

事務局 : 承知した。

委員長 : 評価の考え方の「多くの市民が利用しやすい場所に位置する」を削除すればよいか。

委員 : それでよい。

委員長 : No.1-7 はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.1-8 はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.2-1 はこれでよいか。

100m 以下を C 評価とするなら、同じようにしている他事例をみると A と B の境界は 300m あるいは 3 km となっている。

事務局 : 他事例の 300m、500m の設定について補足説明すると、昭和 35 年に建設省から出された「計画標準案」に、ごみ焼却施設は「市街化及び将来市街化が想定される区域から 500m 以上離れた場所を選ぶこと」「付近 300m 以内に学校、病院、住宅群、または公園がないこと」とある。この基準は平成 12 年に廃止されているが、全国的にみても距離を設定したものはなく、現在でもこの基準を用いたのではないかと考えている。

委員長 : 廃止されているということだが、根拠としてはどうか。

委員 : 現案は 100m 離れば満点となるが、住民感情を考えるとできるだけ広くしておいたほうがいいと思う。300m のほうがいいが、これも法令ではないので・・・。

委員長 : 3 km 離れたところからの応募は想定されるのか。

事務局 : 考えにくい。

委員長 : では 1 km ならどうか。

事務局 : 感覚的にはありうるが、山中とかになる。

委員 : 1 km も難しいと思う。

委員 : 標準はない、と考えるのはどうか。昭和 35 年に建設省から出された「計画標準案」は、今とは時代が違うので、騒音などを具体的に考えていたのか、それともごみ焼却場だけ

らと感覚で決めたのかで違うと思う。東京などでは 100m も離れていれば全然意味のない議論だろう。

委員 : 私もそう思う。騒音などは低くなってきており、住民感情として嫌だなという感じは減るのではないか。

委員長 : では、標準がないものとして、最大最小の範囲内を 3 等分することでいかがか。

委員 : それは応募地が複数あることが前提になる。

事務局 : 事務局としては、最大最小でいくより、委員の感覚的なものになるかもしれないが距離を設定したほうが基準として明確と考えている。

委員 : 提案として、100m 以下は C、A と B の境界は 300m か 500m か、どちらも根拠が無いと言えば無いし、あると言えばあるので、どちらかを選べば 3 段階となると思うが、いかがか。

委員 : 今、上位法を確認したが、火葬場にあつては住宅や病院といった特定の施設から 220m 以上離れていること、ただ、市長が認める場合はこの限りではない。とある。

委員長 : それを根拠とする手はある。

委員 : 今想定しているものと感じが違うと思うので、220m にこだわる必要はないのではないか。

委員 : 米原市なら上位法にある 220m で、長浜市なら規則にある 100m となるが、どちらも市長が認める場合はこの限りではなく、大丈夫になる。

委員長 : 市長が認めればいいということになっているので致命的にはならない。何か標準を設けたほうがよいか、標準が無い形とするか、の二択で多数意見を確認したい。標準を設けたほうがよいと思う委員は挙手をお願いしたい。

(賛成多数)

委員長 : では、標準を設けるということにする。とすると、220m か 100m かになると思うが、厳しいほうに合わせると 220m とするのが現実的ではないか。

委員 : 墓地埋葬法や条例の距離の規定は、住宅からの距離か。学校や病院は含まれないのか。

委員 : 住宅、官公庁、店舗、学校、公園またはその他これらに類する施設、とある。

委員長 : No.2-1 が住宅で、No.2-2 が諸施設からの距離と指標を分けているが、根拠とするものが同じなら、指標を 1 つにしたほうがすっきりするのではないか。

事務局 : 住宅はずっとそこに居住されている方への配慮で、施設はそこを利用する多数の方への配慮という観点で、2 つに分けている。

委員 : 220m を最低とするのであれば、C は 220m 以下として、そのほぼ倍となる 500m を A と B の境界としてはどうか。

委員長 : 今の提案でよろしいか。そうすると No.2-2 も同じ基準となる。

(異議なし)

委員長 : No.2-3 についてはどうか。

委員 : ほとんどの道路に混雑度のデータはあるのか。

事務局 : 主要な道路についてのみであり、応募地の近くに出ている混雑度のデータを用いることを考えている。

委員長 : 評価方法に「想定されていない場合は現地視察等の結果を踏まえて評価する」とあり、混雑度のデータが無い場合も対応できるようにしておいて、BとCとの境界は1.25か1.75で区切るというのが説明しやすいと思うが、いかがか。

事務局 : 1.75を超えている道路は限られる。

委員長 : 1.75を超えているようなところから応募があると考えにくいということか。

事務局 : 考えにくい。1.25のほうがあり得る。

委員長 : 応募地間の差をつけようと思うと1.25としたほうがよいということか。

事務局 : そうしたほうが差はつきやすい。

委員長 : では、混雑度1.0未満がA、1.0から1.25がB、1.25以上がCとする。

(異議なし)

委員長 : No.2-4はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.2-5はこれでよいか。

No.2-5とNo.2-6はB評価がない。一部該当がB、全域該当がCとする方法もあると思うが、あえてこうした理由はあるのか。

事務局 : No.2-5もNo.2-6も、規制あり・なしでの評価とすべきでは、と考えている。

委員長 : では、No.2-5はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.2-6はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.2-7について、埋蔵文化財の有無は掘らずともわかるのか。

事務局 : 両市の文化財の部署にこの区域図があるので、それをもって判断できると考えている。

委員長 : No.2-5とNo.2-6と違い、B評価があるが、この理由はあるのか。

事務局 : 応募地の全域を調査するのと、一部を調査するのでは規模が変わってくるため差をつけた。

委員長 : 承知した。No.2-7はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.3-1は標準が考えにくいいため、最大と最小の間を3等分し、3段階に区分して評価するということがよいか。

(異議なし)

委員長 : No.3-2も標準が考えにくいいため、最大と最小の間を3等分し、3段階に区分して評価するということがよいか。

(異議なし)

委員長 : No.3-3 はこれでよいか。
委員 : この指標は削除したほうが良いと思う。費用が少ないところが A 評価となるのは疑問を感じる。
委員長 : 事務局としては、必要以上に広いところを買うと税金の無駄遣いと言われるということか。
事務局 : 目的の無い広さの分の用地は買えないと考えている。
委員長 : 敷地面積を評価することは、基本方針に示してあるのか。
事務局 : 確保可能面積という項目としてある。
委員長 : 確保可能面積なら、広くても確保可能となる。本指標を残すか削除するかについて意見はないか。
委員 : 私の経験的に、買うときの無駄遣いというのでは無く、例えば除草や不法投棄防止の監視等で空き地の維持費がけっこうかかるということもあって、適正な広さの場所を評価して、広いところと差をつけることは必要と考えている。
委員長 : ほかに意見はないか。では、多数意見で決めたいと思うが、残すことに賛成の方は挙手をお願いしたい。

(賛成多数)

委員長 : では残すこととする。
評価の区切りは現案でよいか。

(異議なし)

委員長 : No.3-4 は標準が考えにくいため、最大と最小の間を 3 等分し、3 段階に区分して評価するというのでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.3-5 も標準が考えにくいため、最大と最小の間を 3 等分し、3 段階に区分して評価するというのでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.4-1 も標準が考えにくいため、最大と最小の間を 3 等分し、3 段階に区分して評価するというのでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.4-2 についてはどうか。
標準として全員が合意した 100%を A として、B と C の境界を 50%と 100%の間の 75%とするのはどうか。

委員 : 100%は厳しいのではないか。

委員長 : 表立った反対が無いということは評価されてよくて、A は 100%にしたほうが良いと思う。とすると、B と C の境界を 50%と 100%の間の 75%とするのでいかがか。

(異議なし)

委員長 : No.4-3 はこれでよいか。

委員 : 琵琶湖上に市境がある可能性について陸域までの直線距離とする、とあるが、例えば、対岸の高島までの距離なのか、長浜の湖岸までの距離なのか。

事務局 : 対岸の高島の湖岸までの距離である。

委員長 : 承知した。それではこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : No.4-4 は標準が考えにくいいため、最大と最小の間を3等分し、3段階に区分して評価するということによいか。

(異議なし)

委員長 : No.4-5 はこれでよいか。

(異議なし)

委員長 : それでは、すべての評価指標について評価方法が決定した。

資料3-1の2ページ(基本的な考え方)の「点数づけ」の部分は書き直さないといけない。

A、B、Cを「3点、2点、1点」とするか、「3点、1.5点、0点」とするかについて多数意見で決めたいと思うが、「3点、2点、1点」がいいと思う方は挙手をお願いしたい。

(挙手7名)

委員長 : では、「3点、1.5点、0点」いいと思う方は挙手をお願いしたい。

(挙手5名)

委員長 : 多数意見である「3点、2点、1点」とする。

④相対評価審査基準の決定(点数配分について)

委員長 : 案1、案1'、案3の3つの案がある。議論を重ねてきたと思うので、決定された個々の評価指標の評価方法を踏まえて、三択で挙手をお願いしたい。案1がいいと思う方は挙手をお願いしたい。

(挙手4名)

委員長 : 案1'がいいと思う方は。

(挙手1名)

委員長 : 案3がいいと思う方は。

(挙手7名)

委員長 : 案3が過半数を獲得したので、案3とする。

委員長 : 多面的評価についてはどうか。

委員 : 各委員の持ち点は 20 点で、プレゼンでその根拠を示すことにしている、4 段階評価、5 段階評価というのは不要ではないか。

委員長 : 資料 3-2 の 2 ページ、「点数として」以下の部分は削除することでよい。
(異議なし)

委員長 : 各委員で採点して、その理由を説明して、その説明を聞いて再度採点することになると思うので、「なお、多面的評価においては委員会の場で十分に議論した上で、各委員が評価点をつけて、その平均値をもって委員会の点数とする」との旨を追記してはどうか。

事務局 : 「平均値」と書いてよい。実際に誰が何点つけたのか、という話にならないか。

委員長 : それは報告書上の表現の問題である。むしろ「平均値」と入れたほうがよい。多面的評価の点数は、各委員が採点して、委員会での議論を受けて少し修正して、その平均点を採る以外に無いと思う。

委員 : 単純に、委員が議論して決める、とするのはどうか。

委員長 : それでもよい。そのようにしていただきたい。

⑤ 評価結果の公表

(説明事項)【資料 4】

・ 評価結果の公表

委員長 : 本日、ここについて決定する必要はあるのか。

事務局 : 評価報告書に記載する応募地名について具体的な応募地名を示すのか、また、点数について指標ごとに示すのか、について決定していただきたいと思っている。

委員長 : 決定しないといけない理由があるのか。応募締切りまでに評価の審査基準を公表するのはわかるが、報告書の骨子案も公表するのか。

事務局 : 骨子案の公表は考えていない。

委員長 : 1 点確認だが、応募地を公表するのは事務局の意向なのでそれは前提にせざるをえないが、長浜市〇〇町〇〇自治会というレベルで公表するのか、長浜市〇〇町というレベルで公表するのか。

事務局 : 長浜市〇〇町というレベルであるが、町名と自治会名はイコールである。

委員長 : 承知した。Q&A に書いてあるのは「応募地名の公表」という表現だけか。応募地名の公表は、〇〇町、いわゆる自治会名ということは共通認識ということか。

事務局 : はい。自治会として応募してこられる。

委員長 : 地権者の名前は出ないのか。

事務局 : 当然出ない。

委員長 : 自治会名を公表するので、報告書も同様の形としたほうが整合が図れるということか。

事務局 : はい。

委員 : これを今日決めないといけないのか。時間が押している。

事務局 : 本議題は、前回議論する予定が時間の関係で今回となった経緯があり…。

委員長 : 応募地の表現の仕方は今日決めなくてもいいと思う。

事務局 : 本日、報告書の大枠として骨子案を決めて、その間を埋めていくことを考えている。報告書の中心的な部分になると考えている、応募地を具体的に書くか、評価体系をどこま

で詳しく書くか、から埋めていく足がかりを作りたい。

委員長 : それを議論する時間がない。

事務局 : 委員長の判断で次回ということであれば、次回以降でもかまわない。

委員 : 3月下旬に応募地名を公表しないということか。

事務局 : 応募地名は3月の応募締切り後に公表する。

委員長 : 応募地名の公表は委員会とは別のことであり、そうであれば議論の余地はなくて、報告書にも応募地名を入れざるをえない。応募地名を書くことを前提にした報告書になるということではよいか。評価の表現には注意が必要になる部分もあるが、それは実際に評価する段階になってきてからということで、了解いただけるか。

(異議なし)

事務局 : では、骨子案の説明は次回にさせていただく。

⑥その他

・審査基準の公表について

委員長 : 公表する審査基準は、本日の議論を踏まえて修正して、それを委員長と副委員長が確認してから公表する手続きでよいか。

事務局 : 公表する審査基準は資料5であり、これを修正して委員長と副委員長に確認していただいてから公表する。

委員長 : そういう手続きでよいか。

(異議なし)

・次回委員会の開催日程について

事務局 : 後日改めて日程調整させていただきたい。

⑦閉 会

午後4時50分閉会

以上